

岩手県告示第346号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、公共測量の実施（令和2年岩手県告示第549号）で公示した公共測量を終了した旨盛岡市長から次のとおり通知があった。

令和3年4月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 実施した地域 盛岡市南西部（都南中央第三地区土地区画整理事業地内）
- 2 実施した期間 令和2年8月31日から令和3年3月19日まで
- 3 実施した公共測量の種類 基準点測量（3級及び4級）及び出来形確認測量